

公民館登録団体申請書を提出予定の団体へのお願い

- ① 開始時間より大幅に早い入室はおやめください。準備がある場合は10分前以降にお願いします。終了時間(午前:12時、午後:17時、夜間:22時)までには部屋の片づけ・清掃を終え、退出し利用報告書を提出してください。その後はすみやかにお帰り下さい。駐車場の立ち話等は危険なのでおやめください。
- ② 利用を中止する場合は必ず行政センターへご連絡ください。また、会員への周知も団体内で必ずおこなってください(行政センターでは会員からの問い合わせに対応できません)。
- ③ 報告書や申請書の提出等の運営は、講師ではなく会員がおこなうようにしてください(講師の教室としての利用[営利目的での利用]はできません)。
- ④ 提出書類の記載内容に虚偽があることが判明した場合は、条例(太田市公民館条例第5条、同第10条第1項、太田市行政センター条例第3条第2項、同第7条第1項、太田市ふれあいセンター条例第3条第2項及び同第5条第1項)に基づき登録を許可しない、または取り消す場合があります。

チェック

上記4点を了承し、令和7年度公民館登録団体申請書を提出します。

団体名 東毛マンドリン楽団

代表者 井上 靖秋

様式第1号(第8条関係)

公民館登録団体申請書

令和7年 4月 1日

(あて先) 沢野公民館長

申請者

住所 太田市高林西町474-65

氏名 井上靖秋

次のとおり公民館に登録したいので申請します。

1 団 体 名	東毛マンドリン楽団		
2 代 表 者 住 所	太田市高林西町474-65		
3 代 表 者 氏 名	井上靖秋		
4 連 絡 先	電話 0276-38-3540 携帯 090-1187-7334		
5 団体の目的及び活動内容	会員の親睦と演奏技量の向上を図り、演奏活動を通じて地域の音楽文化向上に貢献する。		
6 活 動 計 画	合奏練習する。地域の音楽イベント等で演奏活動を行う。		
7 会 費 (1人当たり)	会 費 (なし) / 年 ・ 月 円		
8 予 算 等	年間収入 0 円	年間支出 0 円	会員数 10 人
9 講師又は指導者	住所	電話	月・年
	氏名		謝金 円
10 添 付 書 類	会員名簿(住所及び電話番号の記載があるもの)、会則又は規約		
11 備 考			

注 虚偽の記載等が発見された場合は、登録を取り消すことがあります。

① 会員名簿

	役職	氏名	住所	電話
1	代表	井上 靖秋	〒373-0828太田市高林西町474-65	090-1187-7334
2	会計	吉田 正夫	〒379-2304太田市大原町554-7	080-7754-6963
3	副代表	亀田久美子	〒376-0041桐生市川内町3-166-1	090-5822-2273
4		岡部 恭子	〒379-2311みどり市笠懸町阿左美1030-7	090-6657-4482
5		橋本 基子	〒370-0311太田市新田瑞木町 16-10	090-1263-3156
6		中野 奈美	〒373-0828太田市高林西町474-65 いのうえ音楽教室勤務	090-5512-0736
7		長浜すみお	〒373-0825太田市高林東町2499 タウンハイツいづか3-103	090-4070-4440
8		中村 敬	〒373-0804太田市沖之郷町941	090-9309-5243
9		茂木 芳子	〒327-0324佐野市山形町1237-18	090-7013-1730
10		阿左美健一	〒373-0055太田市大島町332-39	090-1045-0272
11				
12				
13				
14				
15				

② 団体の詳細 (該当する場所に☑を付けてください)

主な活動施設	<input checked="" type="checkbox"/> 沢野行政センター 部屋【 視聴覚室 】
	<input type="checkbox"/> 南ふれあいセンター 部屋【 】

活動日	<input type="checkbox"/> 概ね毎週活動する (曜日)
	<input checked="" type="checkbox"/> 月に数回活動する (第 3 週の木曜日) 【時間帯 (午前) 午後 9 時 ~ 12 時 】

団体の種別 マンドリン・ギター	ダンス	<input type="checkbox"/> 社交 <input type="checkbox"/> ヒップホップ <input type="checkbox"/> フラ <input type="checkbox"/> その他
	踊り等	<input type="checkbox"/> 八木節 <input type="checkbox"/> 民謡 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> その他
	体操等	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 太極拳 <input type="checkbox"/> ストレッチ <input type="checkbox"/> パドル <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> ヨガ <input type="checkbox"/> 3B <input type="checkbox"/> その他
	演奏等	<input type="checkbox"/> オカリナ <input type="checkbox"/> ゴスペル <input type="checkbox"/> 大正琴 <input type="checkbox"/> 詩吟 <input type="checkbox"/> ウクレレ <input checked="" type="checkbox"/> その他
	絵画等	<input type="checkbox"/> 油絵 <input type="checkbox"/> 水彩画 <input type="checkbox"/> 水墨画 <input type="checkbox"/> 絵手紙 <input type="checkbox"/> ちぎり絵 <input type="checkbox"/> 掛け軸 <input type="checkbox"/> その他
	文芸等	<input type="checkbox"/> 書道 <input type="checkbox"/> 俳句 <input type="checkbox"/> 短歌 <input type="checkbox"/> 俳画 <input type="checkbox"/> その他
	手芸等	<input type="checkbox"/> パッチワーク <input type="checkbox"/> フランス刺繍 <input type="checkbox"/> さき織り <input type="checkbox"/> 手編み <input type="checkbox"/> 押し花 <input type="checkbox"/> 紙粘土 <input type="checkbox"/> 木彫り <input type="checkbox"/> トールペイント <input type="checkbox"/> 生け花 <input type="checkbox"/> その他
	語学等	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> 古文 <input type="checkbox"/> 中国語 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> その他
	会議・研修	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 座談会 <input type="checkbox"/> 実践訓育 <input type="checkbox"/> 調理実習 <input type="checkbox"/> ウォーキング <input type="checkbox"/> その他
	その他	<input type="checkbox"/> 囲碁 <input type="checkbox"/> 将棋 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 茶道 <input type="checkbox"/> 着付け <input type="checkbox"/> その他

※入会希望者等に対する情報提供	代表者の連絡先	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	講師等の連絡先	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開

会 則

第1条 会の名称

本会は名称を 東毛マンドリン^{アンサンブル}楽 団 と称する。

第2条 会の目的

生涯学習の一環として マンドリン合奏 を行い、その活動を通じて文化の向上と、会員の親睦を図ることを目的とする。

第3条 会の構成

- 1、本会は概ね 5 名以上の会員で構成し、また会員の過半数は太田市に住所を有する者（または同市に外国人登録がある者）とする。
- 2、新規会員は、第 2 条に賛同する者であれば、経験を問わず加入できるものとする。
- 3、脱会は、原則として本人の自由意志とし、いかなる場合でも脱会を拒むことはできない。

第4条 役員構成と役割

- 1、役員は代表者 1 名、その他 副代表 1 名と会計 1 名 で構成し、役員は会員同士の協議にて選出をする。
- 2、代表者の役割は以下のとおりとする。
 - I 会の代表として、登録等の申請を行う。
 - II 年間行事の立案や提案を行う。
 - III 会員の円滑な取りまとめを行う。
- 3、代表者以外の役員 副代表と会計 の役割は以下のとおりとする。

副代表は代表者を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときその職務を代行する。

会計は演奏活動等で経費処理が生じた場合に会計処理を行う。
- 4、役員任期は 1 年度とし、再選は妨げない。
- 5、役員は途中でも、変更することができる。この場合、活動拠点の館長等に随時報告をする。

第5条 運営活動

- 1、会員は常に平等であり、活動を民主的に行う。
- 2、活動日やイベントの日程、演奏活動の内容や経費処理は、代表者が提案し、会員の賛同にて決定する。

第6条 会費

- 1、毎月の会費は徴収しない。
- 2、材料費は徴収しない。
- 3、入会金・脱会金は徴収しない。

第7条 会則の変更

会則を変更する場合は、会の代表者を議長とし協議を行う。協議に参加した過半数の会員の賛同で会則は変更できるものとする。